

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 6月の主な成立法令一覧
3. 6月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

- (1) 最三判平成16年9月7日判タ1169号158頁
平成13年（受）第164号 損害賠償請求事件
→法務速報41号6番にて紹介済
- (2) 最一判平成16年10月14日 金法1740号31頁
平成16年（才）第992号 不当利得返還請求本訴，同反訴事件
→法務速報42号2番にて紹介済
- (3) 最三判平成16年10月26日判タ1169号155頁 金法1739号49頁
平成16年（受）第458号 不当利得金返還請求事件
→法務速報43号5番にて紹介済
- (4) 最一判平成16年11月18日判タ1169号165頁
平成16年（受）第247号 離婚等請求事件
→法務速報43号11番にて紹介済
- (5) 最一判平成16年11月18日判タ1169号144頁
平成15年（受）第1943号 損害賠償請求事件
→法務速報43号10番にて紹介済
- (6) 最二判平成16年12月24日判時1887号52頁
平成14年（受）第1355号 損害賠償請求事件（破棄差戻）
→法務速報45号5番で紹介済
- (7) 最三判平成17年2月22日判時1889号46頁
平成16年（受）第1271号，売掛代金請求及び独立当事者参加事件
→法務速報46号3番で紹介済
- (8) 最一判平成17年6月02日 最高HP
平成16年（受）第29号 自動車損害賠償保障法に基づく損害てん補請求事件（一部棄却，一部破棄自判）
要旨：
1 自動車損害賠償保障法（以下「法」という。）72条1項後段の規定による損害のてん補額支払債務は，期限の定めのない債務として発生し，民法412条3項の規定により政府が被害者から履行の請求を受けた時から遅滞に陥るものと解するのが相当である。
2 法72条1項後段の規定による損害のてん補額の算定に当たっての国民健康保険法58条1項の規定による葬祭費の支給額の控除は，過失相殺の後にする（理由）
法72条1項後段の規定により政府が被害者に対しててん補することとされる損害は，法3条により運行供用者が賠償すべき損害をいうのであるから，法72条1項後段の規定による損害のてん補額は，被害者の過失をしんしゃくすべきときは，被害者に生じた現実の損害の額から過失割合による減額をした残額をいう。
国民健康保険法58条1項の規定による葬祭費の支給は，法73条1項に規定する損害のてん補に相当する給付に該当する。
したがって，法72条1項後段の規定による損害のてん補額の算定に当たり，被害者の過失をしんしゃくすべき場合であって，上記葬祭費の支給額を控除すべきときは，被害者に生じた現実の損害の額から過失割合による減額をし，その残額からこれを控除する方法によるのが相当である。
(9) 最三判平成17年06月14日 最高HP
平成16年（受）第1888号 損害賠償請求事件（破棄差戻し）
要旨：
損害賠償額の算定に当たり，被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は，民事法定利率によらなければならないとして，中間利息の割合を3%とした原判決を破棄差戻した事例。
（理由）
民法404条において民事法定利率が年5%と定められたのは，民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率，我が国の一般的な貸付金利を踏まえ，金銭は，通常の利用方法によれば年5%の利息を生ずべきものと考えられたからであり，現行法は，将来の請求権を現在価額に換算するに際し，法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には，法定利率により中間利息を控除する考え方を採用しているから，民法は，民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによって，事案ごとに，また，裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ，被害者相互間の公平の確保，損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができるからである。
(10) 大阪高判平成15年3月18日金法1740号33頁

平成14年（ネ）第3603号 預金返還請求控訴事件

自動継続の特約が付された定期預金でも、預金者は、最初の満期日以降、払戻しを受けることが可能であるから、預金払戻請求権の消滅時効が進行すると解されるところ、書替え手続がとられ、新たな満期日が設定された場合には、債務を承認した上、新たな満期を設定したものと見て、上記満期日から新たに消滅時効が進行する。

(11) 福岡高判平成16年7月21日判タ1166号185頁

平成16年（ネ）第172号保証債務履行請求控訴事件（原判決取消、請求棄却）

1. 控訴人は本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかったといふべきであるから、控訴人には意思能力はない。
2. 意思無能力かどうかは、問題となる個々の法律行為ごとにその難易、重大性なども考慮して、行為の結果を正しく認識できていたかどうかということを中心に判断されるべきものであるから、控訴人について一般的に事理弁識能力が著しく不十分であるとして、本件訴訟提起後に、保佐開始審判がなされたことは、本件連帯保証契約について意思能力の判断をする妨げとなるものではない。

(12) 東京高判平成16年8月31日判タ1169号250頁

平成16年（ネ）第93号、所有権移転登記手続等請求控訴事件

→法務速報41号9番にて紹介済

(13) 東京高判平成16年12月22日金法1739号51頁

平成15年（ネ）第5399号 建物賃料改定等本訴請求、収入保証額確認等反訴請求控訴事件

いわゆるサブリース契約において借地借家法32条1項本文所定の賃料減額請求権の行使がなされた事案において、賃料保証額月額1064万0840円が鑑定による適正賃料額603万5000円（ただし、サブリース契約でない通常の賃貸借契約と仮定した場合の額）と相当乖離していること、転賃料収入が471万5408円乃至537万2258円にすぎないこと、賃貸人の負担する公租公課が当初予測より少なくなったこと、賃貸人の借入金利率が低下したこと等に鑑み、本件においては建物の借賃が前記条項所定の「不相当となったとき」との要件を満たすとしたうえで、上記公租公課の負担の軽減及び金利負担の軽減の存在に鑑み、建物賃貸人が本件事業を行うにあたって考慮した予想収支、それに基づく建築資金の返済計画を損なわない額として、月額940万円を相当賃料額と定めた事案。

(14) 名古屋高判平成17年5月19日高裁HP

（事件番号不詳）離婚請求控訴事件（請求棄却の原判決取消、請求認容）

1. 有責配偶者からの離婚

請求事案である。

2. 原判決は、婚姻期間が40年余りであるのに対し別居期間が4年と短いことや、提訴に至るまでの有責配偶者の対応から、離婚請求は信義則に反するとして請求を棄却した。

3. 控訴審判決は、別居期間については、「その数量的なものから一義的に考えるのは相当でなく、夫婦関係の回復の可能性や相手方配偶者の事情等を斟酌して考慮すべきである（最高裁平成2年11月8日第一小法廷判決）」等とし、最高裁判例に即して、本件請求が信義則に反するものではないとした。

(15) 旭川地判平成14年3月12日判タ1169号274頁

平成11年（ワ）第155号、損害賠償請求事件

大学生であった原告が大学の先輩である被告から誘われてドライブ中、深夜、人気がない場所で停車した車内でわいせつ行為を強要されたことによって、原告が甚大な精神的苦痛を受け、重度の心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、大学を卒業したものの、軽易な労働や日常生活を送るのが精一杯の状態になってしまったと主張し、被告に対して慰謝料、逸失利益、弁護士費用など合計約3990万円余を請求した事件において、原告は被告のわいせつ行為によりPTSDを発症したと判断されたうえで、後遺障害による逸失利益について、労働能力喪失率35パーセント、喪失期間5年であるとして457万9509円の損害を認め、400万円の慰謝料、100万円の弁護士費用を認め、被告に対して957万9509円の支払いを求める限度で、原告の請求が認容された。

(16) 大津地判平成15年3月24日判タ1169号179頁

平成8年（ワ）第631号、損害賠償請求事件、平成9年（ワ）第453号、損害賠償請求事件

知的障害者である原告らが、勤務していた会社の経営者である被告Xから暴力行を強いられたこと、障害基礎年金を横領されたこと等につき、被告Xのこれらの行為を不法行為等にあたるとして被告Xに対し損害賠償を請求するとともに、知的障害者更生施設等に対し損害賠償請求をした事件について、

1 知的障害者更生施設を退所して民間の会社に就職した障害者の一部について、当該施設がその会社における障害者の就労状況等を確認しなかったことが違法なものであったとして、障害者の県に対する損害賠償請求が認容され、

2 知的障害者を雇用する会社に最低賃金法違反等があったことについて、労働基準監督署が監督行為等を行わなかったことが違法なものであったとして、障害者の国に対する損害賠償請求が認容され、

3 知的障害者に対して職場適応訓練等のあっせんを行った公共職業安定所が、訓練終了後に指導等を行わなかったことが違法なものであ

たとして、
障害者の国に対する損害賠償が認容された。
(17) 東京地判平成16年2月18日判タ1169号291頁
平成14年(ワ)第27550号、損害賠償等請求事件

→法務速報42号23番で紹介済
(18) 東京地判平成17年3月30日金法1741号41頁
平成16年(ワ)第14793号 不当利得返還請求事件
氏名不詳者からの電話に基づき、同人の指定に基づき預金口座に金銭を振り込んだ
いわゆる振り込め詐欺の被害者が、銀行に対し、
自己が氏名不詳者に対して有する不当利得返還請求権を被保全債権として、氏名不詳
者が銀行に対して有する預金払戻請求権を債権
者代位権に基づき行使した事案において、被害者が所在も明らかでない氏名不詳者に
対して直接債務名義を取得する方法は現行法上
存在しないし、当該氏名不詳者の財産と認められるものは当該預金払戻請求権以外に
は見当たらないので、被害者が自己の不当利得
返還請求権を保全するには、当該預金払戻請求権を代位行使するほかに、保全の必要
性は優に認められるとして、代位行使を認め
た事例。

【知的財産】

(19) 最一判平成16年7月8日判タ1166号126頁
平成15年(受)第1259号、株主総会決議不存在確認、株主権確認請求事件
→法務速報39号15番(最高裁HP)で紹介済

(20) 福岡高判平成16年7月13日判タ1166号216頁
平成16年(ネ)第236号、生命保険金請求控訴事件(控訴棄却)
約款において、「保険金等の支払金は、必要な書類が会社の本社に着いた日の翌日
から起算して5日以内に…支払います。ただ
し、調査が必要なときは、5日を過ぎることがあります。」との定めがあるとき、保
険会社において所定の猶予期間内(5日間)に調
査を終えることができなかった場合でも、保険会社は同期間内までに死亡保険金及び
災害死亡保険金を支払う義務があり、以後は遅
滞の責めを負う。

(21) 東京高決平成17年6月15日 平成17年(ラ)第942号 新株予約権発行差止仮処分決定認可決定に対する保全抗告

債務者(オートメーション装置及び計測装置の製造、販売等を主たる事業とする株
式会社であり、独自の制御技術を特化し、現在で
は外国ファンド等が投資対象として注目するハイテク企業の一隅を占めるようにな
り、現在株式をジャスダック市場に上場している。
)の大株主の一人である債権者から、債務者に対する新株予約権の発行手続の仮処分
が原審で認められたのに対し、債務者が原決定の
取り消しを求めて抗告した事案において、敵対的買収者が出現したときに、新株予約
権が行使され、会社の発行済株式総数が約3倍に
増加して、議決権割合を希釈するという方法で、現在の取締役が支配権を維持するこ
とを企図した新株予約権の発行が、既存の株主
に不測の損害を与えるものであって「著しく不公正」な発行に当たるとして抗告を棄
却した事例

(22) 東京地判平成17年2月10日判時1887号135頁
平成15年(ワ)第2671号 損害賠償請求事件(株主代表訴訟)(請求棄却、確定)
牛海綿状脳症(狂牛病・BSE)に関連して雪印食品で起きたいわゆる牛肉偽装事
件に関して事件当時の役員らに対して提起された
株主代表訴訟において、刑事事件で担当役員2名が無罪判決を受けて確定したことも
踏まえ、当時の役員らには、牛肉偽装事件に具体的
に関与したことはなく、監視義務違反等も認められず、適切な内部統制システムを構
築するべきであるとの主張も関係証拠に照らして
認められないとして、原告の請求が棄却された事案。

【知的財産】

(23) 最二判平成17年6月17日 最高HP
平成16年(受)第997号 特許権侵害差止請求事件

要旨：
特許権者は、その特許権について専用実施権を設定したときであっても、当該特許権
に基づく差止請求権を行使することができる。

(理由)
特許権者は、特許権の侵害の停止又は予防のため差止請求権を有する(特許法100
条1項)。
そして、専用実施権を設定した特許権者は、専用実施権者が特許発明の実施をする権
利を専有する範囲については、業としてその特許
発明の実施をする権利を失うこととされている(特許法68条ただし書)ところ、この
場合に特許権者は差止請求権をも失うかが問題と
なる。

特許法100条1項の文言上、専用実施権を設定した特許権者による差止請求権の行使
が制限されると解すべき根拠はない。また、実
質的にみても、専用実施権の設定契約において専用実施権者の売上げに基づいて実施
料の額を定めるものとされているような場合には、
特許権者には、実施料収入の確保という観点から、特許権の侵害を除去すべき現実的
な利益があることは明らかである上、一般に、
特許権の侵害を放置していると、専用実施権が何らかの理由により消滅し、特許権者
が自ら特許発明を実施しようとする際に不利益
を被る可能性があること等を考えると、特許権者にも差止請求権の行使を認める必要
があると解されるからである。

(24) 東京高判平成16年9月29日判時1887号99頁

平成15年（ネ）第2747号 契約代金等請求控訴事件（一部変更、一部控訴棄却、確定）

被用者が使用者会社に入社前に「油圧作動型カッター」との考案を実用新案登録出願し、入社後登録され、使用者会社において本件考案の実施品の生産、販売を開始した事案において、原告間で本件考案の実施権の設定あるいは登録を受ける権利の一部譲渡を内容とした明示の合意は認められないが、もともと使用者会社に電動油圧式工具の製造・販売の具体的な計画はなかったが、被用者の入社後大規模な開発計画を立て、短期間に製造・販売に至ったことなど被用者の入社前後の具体的な事情に照らして、使用者会社に本件考案を実施し、あるいは登録を受ける権利の一部譲渡を受けることについて、必要ならば相当な対価を支払ってでも、その実現を求める意思を有し、これを黙示的に表示していたことは明らか、として、一部譲渡及びこれに対する相当な対価の支払等を内容とする黙示的な無名契約の成立を認め、相当な対価として、同契約締結の経緯、本件考案の実施により使用者会社が受けた利益、本件考案の寄与の程度その他諸般の事情を総合考慮して、社会通念上対価として相当と認められる額が当たると解することが当事者の合理的意思に適合して（なお、特許法35条3項の類推適用の主張は採用していない）、実施品の総売上高の0.5%とした原判決の判断を認めた事例。

原審は法務速報40号14番で紹介済 下記URL参照。

(25) 知財高判平成17年5月25日裁判所HP

平成17(ネ)10038 著作権 民事訴訟事件

訴外Bが執筆した学位論文に基づき京都大学がBに工学博士の学位を授与した行為は、上記学位論文が控訴人の創作に係る図表を盗用して執筆されたものであり、控訴人の有する著作権を侵害するものである旨主張して、著作権法112条に基づき、学位の取消し、学位論文の廃棄及び閲覧等の防止措置を求めたが、原判決（さいたま地方裁判所平成16年（ワ）第1090号）は請求を棄却した。

控訴人は、生のデータをグラフ化する場合には、一様でない表現が可能であるから、データをグラフ化した本件図表は著作物に当たる旨主張したが、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、グラフまでを著作物として保護することになれば、事実又はアイデアについては万人の共通財産として著作権法上の自由な利用が許されるべきであるとの趣旨に反する結果となるから、実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって著作物としての創作性を有しないものと解すべきである、として本件控訴は棄却された。

(26) 東京地判平成17年5月31日裁判所HP

平成15(ワ)11238 特許権 民事訴訟事件

被告神鋼電機は、過失により原告ユニ社の特許権及び原告ダイフクの独占的通常実施権を侵害したものであり、独占的通常実施権者は当該特許権を独占的に実施して市場から利益を上げることができる点において専用実施権者と実質的に異なることはない、独占的通常実施権者が侵害者の実施行為によって受けた損害についても特許法102条3項を類推適用して、被告神鋼電機の誘導電力分配システムの製造販売による実施料相当額の損害合計2572万9650円の2分の1である1286万4825円を独占的通常実施権者が受けた損害の額と判断した。

【民事手続】

(27) 最一判平成17年1月27日判時1887号39頁

平成16年（受）第1019号 更生担保権優先関係確認請求事件（破棄差戻）

→法務速報46号28番で紹介済

【刑事法】

(28) 最三判平成16年10月19日判タ1169号151頁

平成15年（あ）第1346号、傷害、業務上過失致死、同傷害被告事件

→法務速報42号40番で紹介済

(29) 最二決平成16年12月10日判時1887号156頁

平成16年（あ）第92号 住居侵入、事後強盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件（破棄差戻）

→法務速報44号30番で紹介済

(30) 最三決平成16年12月21日判時1887号158頁

平成16年（あ）第2031号 公職選挙法違反被告事件（上告棄却）

→法務速報45号43番で紹介済

(31) 最一決平成17年3月16日判時1887号15頁

平成14年（し）第18号 再審請求棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告事件（抗告棄却）

→法務速報48号34番で紹介済

(32) 大阪高判平成16年4月22日判タ1169号316頁

平成15年（う）第1995号、名誉毀損被告事件

業務上過失致死傷罪で裁判中の被告人が、死亡した被害者の両親の言動に立腹し、両親の名誉を毀損する記事を、ホームページの掲示板に掲載し、両親の名誉を毀損した事件について、

(1) 他人が、他人の名誉を毀損する記事をサーバーコンピュータに記憶・蔵置させ、インターネット利用者らに閲覧可能な状態を設定することにより、名誉毀損罪は既遂に達するが、その後記事が削除されないままであれば、被害発生 of 抽象的危険が維持されており、犯罪は終了していないと解されるから、この間に告訴権者が犯人を知ったとしても、その日をもって告訴期間の起算日とされ

ることはない、

(2) この場合において、犯人が、捜査官を介してホームページの管理者に記事の削除方を申し入れ、管理者側もこれに異を唱えないなどの事情があるときは、自らの先行行為によって惹起させた被害発生の抽象的危険を回避するために課せられていた義務を果たしたと評価できるから、爾後も記事が削除されずに残っていても、申し入れの時点をもって犯罪は終了し、告訴期間の進行が開始すると判示したうえで、本件で被害者の母親の告訴が上記申し入れの時点において犯罪が終了した後6ヶ月以内であることが明らかでないから、告訴は適法であるとされた。

(33) 広島高判平成17年3月17日 高裁HP

平成16年(う)第115号 覚せい剤取締法違反、死体遺棄、傷害、殺人(原審の認定は傷害致死)

傷害致死(殺人被告事件部分について原判決破棄、差戻し)

殺人の公訴事実について、殺意を否定した原判決について、被告人が少なくとも未必の故意を有していたことは明白であって、未必の故意を否定した原判決の認定は到底は認することができないとして、更に審判を尽くさせるため本件を原審に差し戻した事案。

本件は、妻の連れ子(当6歳)に対し、被告人が妻共々執拗な虐待を加え、同連れ子が衰弱しているにも拘らず更に、同人をビニール袋に入れて密封した上更にスポーツバックに入れる虐待を加えたところ、同人が窒息死したものである。

原判決は、被告人が同連れ子の死を認容していた点について合理的疑いが残るとしたが、控訴審判決は、原判決がそのように判断した理由(被告人は虐待を楽しんでいたから死を認容していない可能性がある、等)を順に検討し、全て否定した。

【公法】

(34) 最三判平成16年9月7日判タ1166号122頁

平成10年(行ツ)第77号 法人税更正処分等取消請求事件

→法務速報41号43番(最高裁HP)で紹介済

(35) 最一判平成16年11月25日判タ1169号135頁

平成12年(行ヒ)第292号 損害賠償等請求事件

→法務速報44号32番にて紹介済

(36) 最二判平成16年12月20日判時1889号42頁

平成16年(行ヒ)第37号 法人税更正処分等取消請求事件

→法務速報44号38番で紹介済

(37) 最二判平成16年12月24日金法1739号42頁

平成14年(行ヒ)第147号 法人税更正処分等取消請求事件

→法務速報45号63番にて紹介済

(38) 最二判平成17年1月17日判時1887号36頁

平成14年(行ヒ)第103号 過少申告加算税賦課処分取消等請求事件(破棄差戻)

→法務速報45号64番で紹介済

(39) 最一判平成17年5月30日最高裁HP

平成15年(行ヒ)第108号 原子炉設置許可処分無効確認等請求事件(破棄自判)

要旨

1995年のナトリウム漏れ事故で運転停止中の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」(福井県敦賀市)を巡り、周辺住民32人が内閣総理大臣が動力炉・核燃料開発事業団に対してした原子炉設置許可処分の無効確認を求めた事案において、許可処分を無効とした原判決を破棄し、住民側の請求を退けた事例。(理由)「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和61年法律第73号)による改正前のもの。以下「規制法」という。)の規制の構造に照らすと、原子炉設置

の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当であり(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)、どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となる

べき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項に該当するののかという点も、上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、同様に原子力安全委員会の意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねられていると解されるところ、現在の

科学技術水準に照らし、原子力安全委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が上記の具体的審査基準に適合するとした原子力安全委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとはいえない。

(40) 最三判平成17年6月14日最高HP

平成13年(行ヒ)第263号 県営渡船情報非公開処分取消請求事件(一部破棄自判、一部棄却)

要旨

岐阜県(以下「県」という。)の住民らが、旧岐阜県情報公開条例(平成6年岐阜県条例第22号。平成12年岐阜県条例第56号による全部改正前のもの。以下「本件条例」という。)に基づき、実施機関に対し、県の大垣土木事務所の県営渡船越立業務等に関する公文書の公開を請求したところ、実施機関から公文書の一部を公開しない旨の部分公開決定を受けたため、住民らがその取消しを求めている事案において、本件条例の規定によれば、本件条例が、本件条例に基づく公開の請求の対象を「情報」ではなく「公文書」として

することは明らかであるから、公開請求の対象を公文書と定めている情報公開条例の下

において、実施機関が、公開請求に係る公文書に請求者が公開を求めた事項以外の情報が記録されている部分があることなどを理由として、当該部分を公開しないことは許されないとし、非公開部分の公開を命じた事例。

(41) 広島高判平成17年1月18日高裁HP

平成16年(ネ)第366号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

1. 市の選挙管理委員会の手続上の誤りで不在者投票の一部が無効になった選挙について、不在者投票をした住民から市に対してした慰謝料請求が棄却された事案。
2. 無効となった不在者投票に、控訴人らの不在者投票分が含まれているかについて先ず争いとなった。この点、選挙管理委員会は、その保管にかかる、無効となった不在者投票分に対し原審で命じられたインカメラ手続きのための提示命令に従わなかったが、同委員会は訴訟当事者ではない上、真実擬制の規定(民訴法224条3項、232条)は上記手続には準用されていないから、真実擬制は働かず、上記事項についての立証はない。

3. 尤も、控訴人らが、自身の投票が有効か無効か不明であるという不安定な立場に置かれたことは事実であるが、選挙権の公務性や、市が謝罪をしていること等に鑑みると、控訴人らには損害が認められないと言わなければならない。

(42) 仙台高判平成17年4月27日高裁HP

平成17(行ケ)第1号 当選無効及び立候補禁止請求事件(認容)

1. 公職選挙法251条の3の定める新連座制は、憲法前文、1条、15条1項、31条、45条、46条、50条、51条に違反しない。
2. 公職選挙法251条の3第1項所定の「組織的選挙運動管理者等」、「組織」及び「意思を通じ」の各意義(合憲限定解釈の必要性を否定)。
3. 本件は、いわゆる電話戦術について有償のアルバイトを使用した事案であるが、ボランティアによる電話戦術と誤信していた候補者について、ボランティアであることの確認が表面的抽象的なものに止まっている等として、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪行為を防止するため、公職選挙法251条の3第2項3号所定の「相当の注意」を怠らなかったとはいえないとして新連座制が適用された。

【社会法】

(43) 最二判平成17年06月03日 最高裁HP

平成14年(受)第1250号 未払賃金請求事件(棄却)

要旨

学校法人が開設する私立大学附属病院において臨床研修を受けていた医師(以下「研修医」という。)が死亡して、その両親が、研修医は労働基準法(平成10年法律第112号による改正前のもの。以下同じ。)9条所定の労働者であり、最低賃金法(平成10年法律第112号による改正前のもの。以下同じ。)2条所定の労働者に該当するの、学校法人は研修医に対して奨学金等として最低賃金額に達しない金員しか支払っていなかったとして、学校法人に対し、最低賃金額と学校法人が研修医に対して支払っていた奨学金等との差額に相当する賃金の支払を求める事案において、研修医が労働基準法及び最低賃金法上の労働者に当たるとして請求が認められた事例。

(理由)

臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、教育的な側面を有しているが、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定しており、研修医が医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避免的に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、上記研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たる。

(44) 大阪地判平成17年2月21日判時1889号75頁

平成14年(ワ)第8802号 損害賠償請求事件

(西日本旅客鉄道株式会社の運転士であるAの自殺について、会社の実施した同運転士に対する「日勤教育」によるもので、会社及び運転士の上司に安全配慮義務違反があるとして求めた損害賠償請求に関して) Aが自殺を決意するに至った心理的メカニズムやそのときの精神状態について不明な点はあるものの、Aは、日勤教育におけるレポート作成を苦痛に感じ、また知悉度テストの成績の悪かったことについて無力感を味わっていたところ、日勤教育が長期化することに悲観、絶望し、平成13年9月6日午後2時ころ、衝動的に自殺を敢行したものと推認される。日勤教育とAの自殺との間に条件関係のあることは否定できないと考えられるところ、権利侵害行為と結果(損害発生)との間に法律上の因果関係があるというためには、単に条件関係があるのみならず、行為と結果との間にいわゆる相当因果関係があると認められることを要すると解すべきである。

使用者が、被用者に対し、指示・指導・教育を行ったことにより、あるいは指示・教育方法の誤り等で被用者を精神的に追い詰め、精神状態を悪化させたことによるものであるとしても、指導・教育を行ったり、その方法の誤り等により被用者が精神状態を悪化させて自殺するに至ったこととは、極めて特異な出来事というべきであって、通常生ずべき結果でないというべきであるところ、前記のAに対する日勤教育を命ずるに至った経緯、日勤教育の内容及び方法、一日当

たりの日勤教育の時間及び日勤教育が行われた期間等を考慮すると、日勤教育の指定ないし実施と一郎の自殺との間に法律上の因果関係があるというためには、被告ら又は助役あるいは被告会社において、日勤教育を命じ、これを受けさせたことによってAが精神状態を悪化させ、その結果自殺したという結果について予見可能であったことを要するべきである。

本件では、Aが日勤教育を受けていた当時、被告らはもとより、日勤教育を直接担当し、身近に接していた助役において、その管理者として十分な注意を払っても、Aが三日間の日勤教育によって精神状態を悪化させ、自殺するに至ったことについて予見可能であったとは、およそ認めることはできないというべきである。

従って、日勤教育と一郎の自殺との間の相当因果関係を認めることはできない。

【その他】

(45) 最一判平成16年11月25日判タ1169号125頁
平成13年（オ）第1513号、平成13年（受）第1508号、訂正放送等請求事件）
→法務速報44号40にて紹介済

2. 6月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号議案件数

- ・衆法 159 14
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 4月29日を昭和の日、5月4日をみどりの日とする法律
- ・衆法 159 49
食育基本法
・ ・ ・ 食育の重要性を掲げ、基本計画の策定や国・各団体などの責務を定めた法律
- ・衆法 162 20
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 動物取扱業の登録制導入、特定動物の飼養・保管につき許可制導入等の改正
- ・閣法 162 23
通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 通訳案内士資格の登録制導入につき、資格試験・業務・罰則等を定めた法律
- ・閣法 162 40
旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 紛失旅券の失効制度導入及び写真を電磁的方法により記録した旅券を発給可とする改正
- ・閣法 162 42
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 市町村等による農業生産法人以外の法人に対する農用地の貸付事業を創設する等の改正
- ・閣法 162 43
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地を貸付けることを可能とする改正
- ・閣法 162 50
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 流通方法の基準として日本農林規格を導入する等の改正
- ・閣法 162 52
刑法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等の新設、逮捕・監禁罪等の法定刑を引き上げ等の改正
- ・閣法 162 57
下水道法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 処理場から放流される下水の窒素含有量又は磷含有量の削減目標量等を定める改正
- ・閣法 162 61
社会保険労務士法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 社会保険労務士が労働関係紛争の裁判外紛争解決手続において代理業務を行うことができるようにする等の改正
- ・閣法 162 62
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法
・ ・ ・ 同独立行政法人の設立に伴う組織・業務・罰則等を定めた法律
- ・閣法 162 63
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年

金保険法等の特例等に関する法律

・ ・ ・ 日本及びフランス両国で就労する者の医療保険制度及び年金制度について関係諸法を整備する法律

・ 閣法 162 64

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

・ ・ ・ 日本及びベルギー両国で就労する者の医療保険制度及び年金制度について関係諸法を整備する法律

・ 閣法 162 65

森林組合法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 組合員以外の者の利用制限緩和を行う改正

・ 閣法 162 66

種苗法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 加工品生産・譲渡等に育成者権の効力を及ぼし、育成者権の存続期間を延長する改正

・ 閣法 162 69

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 湖沼の水質を保全するための流出水に係る対策計画実施等の改正

・ 閣法 162 74

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 監獄の施設運営や収容者矯正等に民間業者の参入を認める構造改革特区を認める改正

・ 閣法 162 75

船舶の所有者等の責任の

制限に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 船舶所有者の責任限度額の引上げ、旅客損害に関する債権の責任制限撤廃等の改正

閣法 162 79地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 京都議定書発行に伴い、地方公共団体に温室効果ガス算定排出量報告・開示義務等を定めた法律

・ 閣法 162 80商標法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 地域の名称を含む商標を保護するため、地域団体商標の登録を可能とする改正

3. 6月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・ 河本一郎・今井 宏・中村直人ほか編 商事法務 570頁 6930円
合併の理論と実務

・ 上迫 明 西日本法規出版 192頁 2835円
契約書の書き方 すぐに使える契約書式集

・ 別冊商事法務編集部編 商事法務 282頁 2205円
別冊商事法務 No. 284 新しい会社法全条文

・ 小野瀬厚・原 司編著 商事法務 388頁 3780円
一問一答平成16年改正民事訴訟法・非訟事件手続法・民事執行法

・ 梶村太市・徳田和幸編 有斐閣 500頁 4410円
家族事件手続法

・ 伊藤 眞・松下淳一・山本和彦編 有斐閣 230頁 2625円
ジュリスト増刊 新会社更生法の基本構造と平成16年改正

・ 川田 昇 信山社 368頁 5460円
親権と子の利益

・ 久保寛展 成文堂 232頁 4200円
ドイツ現物出資法の展開

4. 6月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・ 情報ネットワーク法学会ほか編 商事法務 300頁 2940円
インターネット上の誹謗中傷と責任 ・ ・ ・ ★

・ 寺本振透 商事法務 203頁 2520円

ケースメソッド 知的財産法

- ・初宿正典 他 有斐閣 480頁 5775円
憲法 Cases and Materials 人権 (展開編)
- ・TMI総合法律事務所編 商事法務 410頁 4410円
個人情報管理ハンドブック
- ・辻村みよ子 信山社 352頁 3570円
ジェンダーと法
- ・中山研一 成文堂 266頁 4725円
心神喪失者等医療観察法の性格 「医療の必要性」と「再販のおそれ」のジレンマ
- ・村井敏邦編 日本評論社 290頁 5250円
刑事司法と心理学 法と心理学の新たな地平線を求めて . . . ★
- ・坂本正光編 有信堂高文社 272頁 2940円
入門リーガルライティング 法科大学院テキスト
- ・税務経理協会編 税務経理協会 282頁 2205円
法人税精選重要判例詳解
- ・手嶋 豊 有斐閣 300頁 2100円
有斐閣アルマ Advance 医事法入門
- ・関 哲夫 酒井書店 256頁 2940円
新・書式全集 行政不服審査法
- ・苗村憲司・小宮山宏之編著 慶應義塾大学出版会 244頁 2940円
現代社会と著作権法 デジタルネットワーク社会の知的財産法
- ・久保光太郎 商事法務 328頁 3780円
個人情報保護法対策ハンドブック
- ・宇賀克也 有斐閣 300頁 3675円
情報公開の理論と実務
- ・日本労働法学会編 法律文化社 216頁 2730円
日本労働法学会誌 105号 情報と労働法
- ・西井正弘編 有斐閣 470頁 3465円
地球環境条約 生成・展開と国内実施
- ・大江 忠・加藤新太郎・山本和彦編 有斐閣 350頁 3780円
手続裁量とその規律

5. 発刊書籍<解説>

- ・インターネット上の誹謗中傷と責任
実務家・研究者・企業担当者などの情報ネットワーク問題の専門家の共著による同問題の時事的解説本。
発信者・プロバイダ・被害者の紛争を争点に、プロバイダ責任制限法のガイドライン解説や最新判例解釈を行っている。
それを元に、被害者（企業）の危機管理についてやトラブル回避のための発信者の自己防衛策についてを主に論じているが、
第3章の「刑事責任をめぐる諸問題」中の同問題の“作為or不作為”、“正犯or共犯”の解釈は大変興味深い。
- ・刑事司法と心理学 法と心理学の新たな地平線を求めて
我が国ではまだ馴染みの薄い、刑事司法における心理学の活用についての論文をまとめた研究書。総論部分では同分野先進国であるドイツの捜査・裁判過程を挙げ、我が国の刑事司法の課題を目新しい『仙台北陵クリニック事件地裁判決』を例示し解説している。各論部分は刑事司法における当事者（被疑者・被告人、弁護士、検察官、裁判官、警察官）の意識・行動等に関する研究論文であり、誤判等の原因に関する因子や行動における注意則に関する詳細な調査資料が掲載されている。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
